

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 12 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 11 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3. 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 2 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6. 5 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 5 番地 1 3、5 番地 2 8 |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1. 0 5 平方メートル
2 階 3 8. 6 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 14 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 3 . 5 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 2 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 . 5 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 5 番地 1 3、5 番地 2 8 |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1 . 0 5 平方メートル
2 階 3 8 . 6 2 平方メートル |



令和8年（ケ）第141号
令和8年7月2日受理
令和8年8月4日提出
（評価人 紺谷昌弘）

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 御 供 英一郎 （印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 53.55 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 2 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6.58 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 5 番地 13、5 番地 28 |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 3 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 51.05 平方メートル
2 階 38.62 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	墨田区向島三丁目1番5号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を店舗として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある ☐ 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件3 関係)			
占有範囲		全部	
占有者		有限会社角萬	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人 (☒ A (所有者等)) の陳述 / ☐ 提出文書 () の要旨			
占有権原		☒ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和56年2月6日	
最初の 契約等	契約日	不明	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金10万円 (支払時期不明) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		有限会社角萬は、本件競売手続の債務者である。	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有者等)	私は本件物件の所有者であり、本件競売事件の債務者である有限会社角萬の代表者です。本件建物は、有限会社角萬が蕎麦屋の店舗として使用しています。同社が使用するについては、契約書は作成していませんが、一応賃借しており、賃料として月額10万円を支払うことになっています。しかし、売上げの状況により、支払えないこともあります。会社設立の日から本件建物を使用しており、期間の定めは特になく、敷金などありません。 本件建物は、2階建ですが、現在、2階は使用しておらず、1階から2階へ行く階段には物をいっぱい積み上げており、これを動かすのは困難な状態で、現状は2階へ行くことはできません。2階も物がかなり置いてある状態です。2階の間取りは8枚目のとおり（Aの陳述をもとに間取図を作成したもの）になります。（令和8年7月23日面接聴取）

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の現況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の1階は、蕎麦屋の店舗として使用されていた。本件建物の2階について、4枚目のAの陳述のとおり、1階から2階へ行く階段には物がいっぱいに積み上げられており、2階へ立ち入ることはできなかった（よって、2階は目視することができていないので注意されたい。）。8枚目の建物間取図の2階部分は、Aの陳述をもとに作成したものである。
- 3 本件建物の占有関係については、関係人の陳述及び現場の状況等から、3枚目のとおり、有限会社角萬が占有しているものと認めた。なお、同社は賃借権を主張しているが、同社は本件競売手続の債務者であり、同主張は信義則に反することから、買受人に対抗することはできないものと解される。

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年7月14日 8:15-8:25	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、Aに臨場日時通知書及び占有関係照会書交付
令和8年7月23日 8:05-8:15	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、立入調査、Aに面接聴取

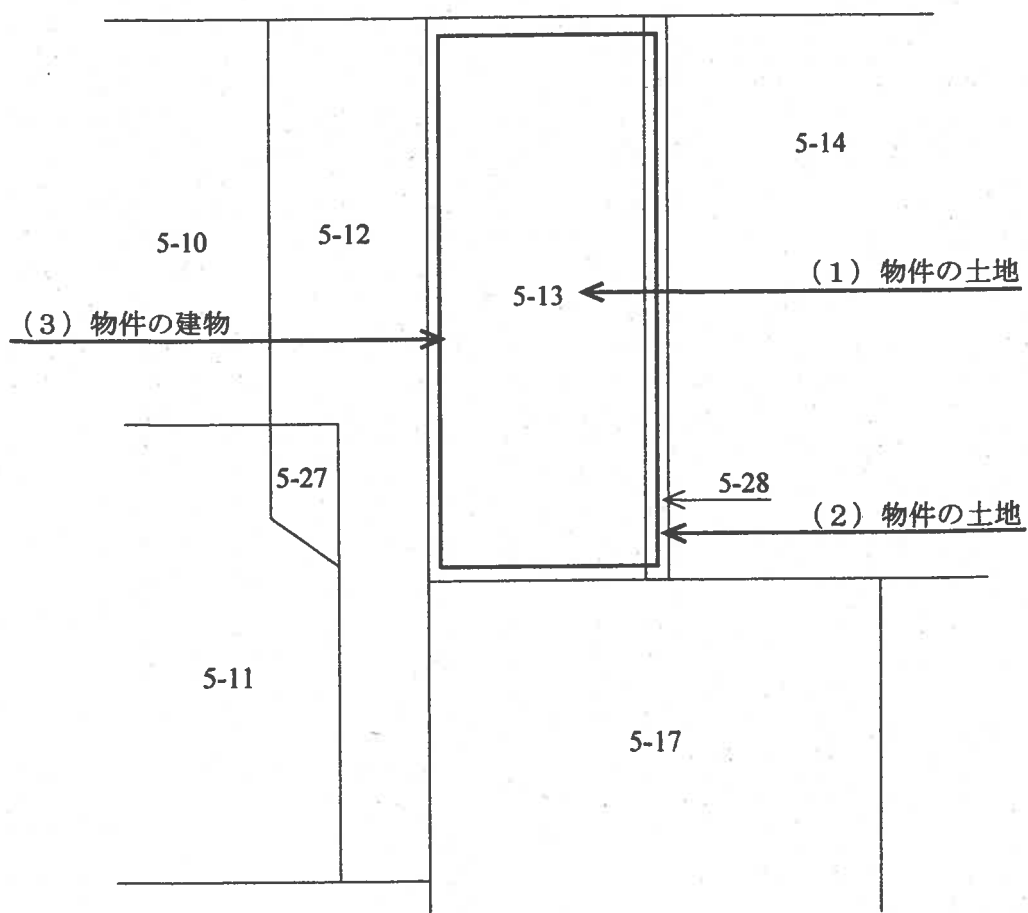
(特記事項)

- ☒ 令和8年7月23日
目的物件が不在で施錠されている場合に備え、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

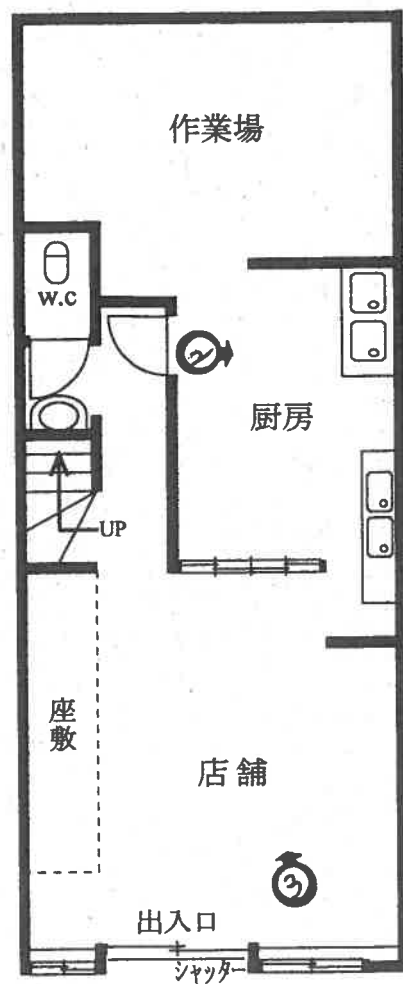
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)



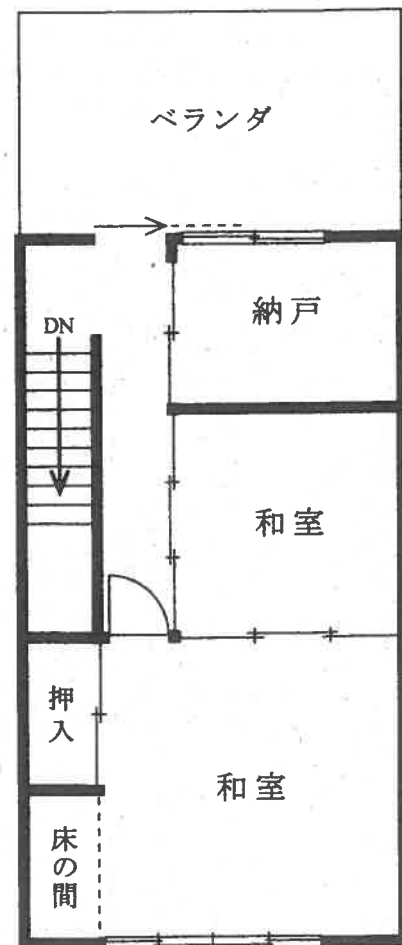
道 路



◀○: 写真撮影位置と方向



1 階



2 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



(9 枚目)

令和8年（ケ）第141号

令和8年7月23日 現地調査

令和8年8月12日 評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 紺谷 昌弘

第1 評価額

一括価格	
金 38,480,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 8,450,000 円
物件2 (土地)	金 1,040,000 円
物件3 (建物)	金 28,990,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2			
3			住居表示 墨田区向島三丁目1番5号
番号	特 記 事 項		
	なし		

※ 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 53.55 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 |
| | 地 番 | 5 番 2 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6.58 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 墨田区向島三丁目 5 番地 13、5 番地 28 |
| | 家屋 番号 | 5 番 13 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 51.05 平方メートル
2 階 38.62 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー」駅の北西方約480m（道路距離、徒歩約6分）、墨田区向島3丁目1番街区に位置する。なお、都営浅草線「本所吾妻橋」駅（徒歩約8分）も利用可能である。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	国道沿いに高層共同住宅及び低層の店舗兼居宅等が見られる商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% （指定） 500% （指定） 防火地域 最低限高度地区、35m高度地区
画 地 条 件	地 積 （登記地積） 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	（物件1） 53.55㎡ （物件2） 6.58㎡ （合計） 60.13㎡ 長方形 間口約5m、奥行約12m ほぼ平坦 なし
接面道路の状況等	北西側幅員約21.8m舗装国道（建築基準法第42条1項1号該当）に、ほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件3建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認出来ない場合をいう。
特 記 事 項	・ 接面する国道の道路境界から約7mの範囲が都市計画道路（放射第13号線、計画幅員35m）の予定地に該当する。 ・ 墨田区水害ハザードマップ（洪水、高潮等）に浸水予想の記載がある。 ・ 墨田区役所備付の「工場・指定作業場一覧」には、対象地の北東側隣接地の住所上に、以下の記載があった。 事業場名：東京割工業(株) 業種名：なめし革・同製品・毛皮製造業	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和23年3月4日（閉鎖登記簿記載） 年月日不詳 増築 約78年 ほぼ経済的耐用年数を満了している
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 モルタル、波板等 砂壁等 板張等 床タイル等 トイレ、厨房等 なし
床面積（現況）	1階 51.05㎡ 2階 38.62㎡ 延 89.67㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	1階：店舗、作業場（製麺）等 2階：和室×2、納戸等
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る。建物は築年相応の老朽化が認められる。外壁は、つる植物によりほぼ全面が覆われており、外壁の状態を確認することは困難であった。占有者によると、1階南東側作業場の天井から雨漏りが発生しているとのことであり、当該部分の天井材の一部破損が認められた。	
建物の利用状況	下記〈建物の占有者等の状況一覧〉のとおり。	
特 記 事 項	・階段には荷物が多数積み上げられており通行ができなかったため、2階部分の内覧は実施できなかった。 ・本件建物の建築時期から判断すると、旧耐震基準と思われる。 ・本件建物の建築時期からは、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある。なお、アスベストの有無の確定に当たっては、専門家による調査を要する。	

〈建物の占有者等の状況一覧〉

賃貸人等	賃借人等	占有開始日	契約期間	月額賃料	預り金等
所有者	有限会社角萬	S56.2.6	期間の定めなし	100,000円	なし
・占有権原は賃借権で、現占有者が店舗として使用している。 ・有限会社角萬は、本件競売手続きの債務者である。					

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	923,000	× 0.90	× 53.55	× 0.95	= 42,260,000
2	923,000	× 0.90	× 6.58	× 0.95	= 5,190,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

公示地 墨田5-5

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 872,000\text{円/㎡} & \times & 109/100 & \times & 100/100 & \times & 100/103 & = & 923,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正： 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正： 公示地等は標準的な画地であり、補正の必要なし。

地 域 格 差： 公示地等の所在地域は対象地域に比して、行政的条件で劣るが、交通接近条件、環境条件で優ること等を考慮して総合的な地域格差を判定した。

イ 個別格差： 土地の過半部分が都市計画道路予定地に該当することを考慮した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件 3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
3	241,000	× 89.67	× 0.03	= 650,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：ほぼ経済的耐用年数を満了していることから、現価率を3%と判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	42,260,000	× 0.75	法定地上権	= 31,700,000
2	5,190,000	× 0.75	法定地上権	= 3,890,000
合 計				35,590,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円)
1	(42,260,000	－31,700,000)		×1.0	×0.8	= 8,450,000
2	(5,190,000	－3,890,000)		×1.0	×0.8	= 1,040,000
3	(650,000	+35,590,000)	×1.0	×1.0	×0.8	= 28,990,000
一括価格 (合計)						38,480,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。
また、2階を内覧できなかったこと及びアスベスト使用の有無については、本項目に含めて考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (墨田5-5)

所 在 : 墨田区押上2丁目5番49外 「押上2-6-1」

価 格 : 872,000円/㎡

位 置 : 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー」駅から約320m(道路距離)

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 111㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 北西側18.8m区道

用 途 指 定 等 : 商業地域(建蔽率80%、容積率400%)、防火地域

地 域 の 概 要 : 事務所、店舗、共同住宅等が建ち並ぶ商業地域

第7 附属資料

位 置 図

公 図 写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

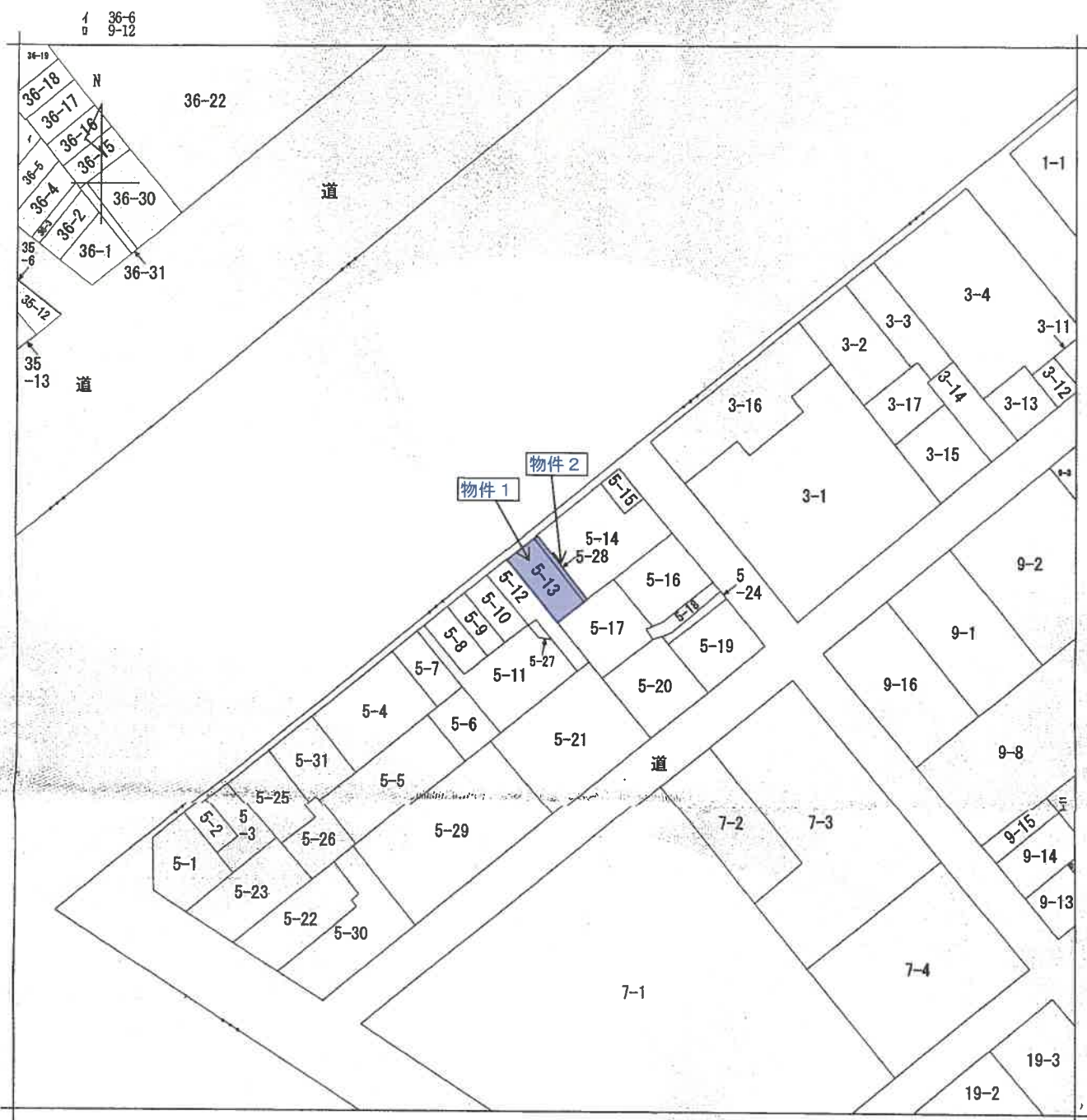
令和8年8月12日

評価人 不動産鑑定士

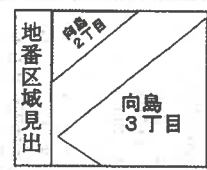
紺谷 昌弘

位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	墨田区向島三丁目					地 番	5番13		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成5年10月1日			補記事項	

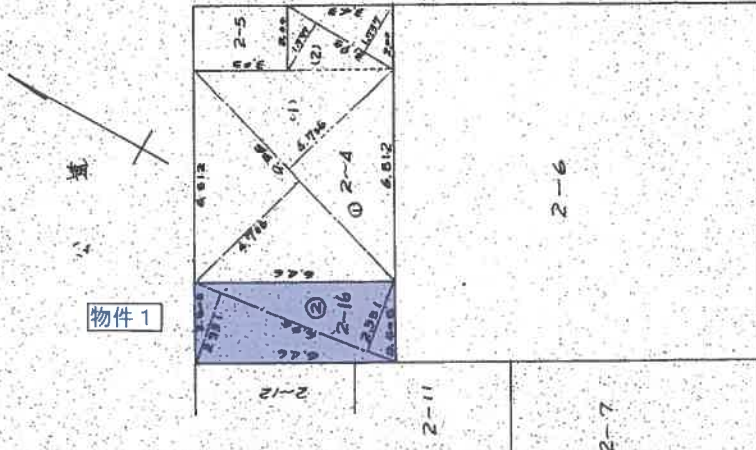
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局墨田出張所管轄)
令和8年4月2日
東京法務局

昭和九年七月貳拾日

地積測量図

地番	5-14 5-136
土地の所在	東京都墨田区向島3丁目2番地

作製年月日	昭和九年七月貳拾日
作製者	



地番	地積求積 三斜求積法 (平方単位、圓)	面積
5-14	$11.935 \times (4.706 + 4.706) \times \frac{1}{2} = 44.00110$	50.86坪
5-13	$21.395 \times (1.737 + 1.737) \times \frac{1}{2} = 6.86115$	16.20坪
5-13	$6.95 \times (2.331 + 2.331) \times \frac{1}{2} = 16.20048$	

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/300 1/600
----	-------------

N 89.7.23

716957

登記年月日：昭和39年7月23日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局墨田出張所管轄)
令和8年4月2日 東京法務局 登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局邊田出張所管轄)
令和8年4月2日 東京法務局

令和8年4月2日 東京法務局

登記費

整理番号：H19191-3

地積測量

地 番 5-14.5-28

土地の所在

縮尺 $\frac{1}{250}$

申請人

11年10月7日(作)

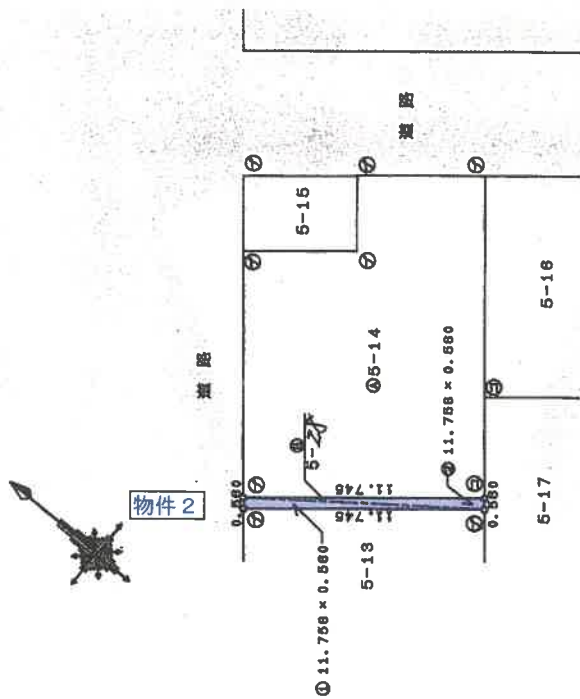
716963

品名	① 5-20"		
付号	商規	高き	前面値
①	11.788	0.580	6.584480
②	11.788	0.589	6.584480
		合計	13.168960
	合計	前面値	6.584480
			6.58 ^分

地 點	台 南	Q5-14	種 地
188.18223	6.5844800	181.5477850	18.547

凡例	記号	標準品の種類	記号	標準品の種類	記号	標準品の種類
①	石	枕	②	プラスチック枕		
③	コンクリート	枕	④	金属枕		
⑤	金	属 條	⑥	刺 印		

作者



登記年月日：令和4年4月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局墨田出張所管轄)
令和8年4月2日 東京法務局

登記官

整理番号：R19191-4

各階平面図

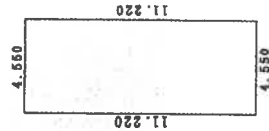
建物図面図

5番13

家屋番号

建物の所在
墨田区向島三丁目5番地13、5番地28

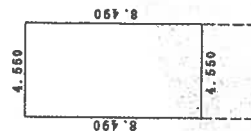
1階



求積表

4.550 × 11.220 =	51.051000
合 計	51.051000
床面積	51.05㎡

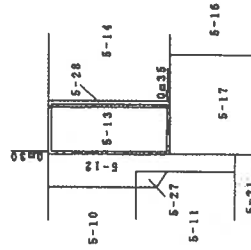
2階



求積表

4.550 × 8.490 =	38.629500
合 計	38.629500
床面積	38.62㎡

道 路



作成者

3月14日作成

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

この図面はA3サイズをA4サイズにしたものです。